

○立命館アジア太平洋大学大学評価委員会（APU Governing Advisory Board）
規程

2006年5月17日

規程第689号

（目的）

第1条 本大学の大学評価および助言を行うため、大学評価委員会（APU Governing Advisory Board）（以下「GAB」という。）を設置する。

（GABの役割）

第2条 GABは、学長の諮問を受け、本大学に関する大学評価を行い、大学の運営・事業について学長に助言を行う。

2 学長は、評価結果および助言を受けて、本大学の諸計画に反映させる。

（GABの業務）

第3条 GABが行う大学評価および助言の範囲は、以下のとおりとする。

- (1) 本大学が行う、自己点検・評価の客観性および妥当性に関する評価および助言
- (2) 大学評議会・大学執行部の事業執行状況に対する助言
- (3) 大学の主要な運営方針への助言
- (4) 特定の課題に対する助言
- (5) APUのブランド力・国際競争力の向上にむけた助言

2 GABは、1年に1回開催する。ただし、認証評価を受審する年度は開催しない。

（GABの構成）

第4条 GABは、学校法人立命館の役員および教職員ではない学外の有識者の委員をもって構成する。

2 前項の委員は、評価が行われる年度にその都度学長が指名し、委嘱する。

（委員長等）

第5条 GABに委員長を置く。

2 委員長は、委員のうちから学長が指名する。

第6条 削除

（規程の改廃）

第7条 この規程の改廃は、大学評議会の議を経て、学長が行う。

附 則

この規程は、2006年6月1日から施行する。

附 則（2008年6月10日委員会の役割・業務・構成等の変更等に伴う一部改正）
この規程は、2008年6月10日から施行し、2008年4月1日から適用する。

附 則（2014年9月9日委員会の開催・構成等の変更等に伴う一部改正）
この規程は、2014年9月9日から施行する。

附 則（2018年10月2日委員会の名称、開催等の変更等に伴う一部改正）
この規程は、2018年10月2日から施行する。